

平成 25 年 8 月 15 日 発行

8 月 9 日発生の大雨に関する情報

8 月 9 日の大雨により、住家や農地などが被害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
市では、被害を受けた方の復旧を各種の制度で支援いたします。支援の対象となる方や、申請手続きなどの詳細については、それぞれ担当までお問い合わせください。

1. 宅地の復旧支援

◆助成対象となる工事

- 宅地内に流入した土砂、倒木など堆積物を除去するための工事
- 宅地内の斜面崩壊（放置すれば住宅に危険を及ぼす場合に限る）を防止するための「土のう」の設置や、仮設施設の設置等の防災対策工事
- ※ この制度で「宅地」とは、現に居住のために使用している建物（居住を目的としない小屋、事業所等は除きます）が立地する土地をいいます。

◆助成金額

5 万円以上の工事費の合計から 5 万円を差し引いた額（千円未満切捨て）。（上限 3 5 万円）

◆申請期限

平成 25 年 8 月 30 日^金

※すでに市で現地確認した場合であっても、補助申請書類（現況写真・見積書等）の提出が必要です。
※工事完了後には、完成写真や工事代金領収書などが必要になります。

問 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

2. 農地・農業用施設の復旧支援

国の災害復旧事業の採択要件に満たない農地や農業用施設の復旧工事費に対し、市独自の助成制度で支援いたします。

◆助成対象となる工事 ※ 原形復旧を原則とします

- 農地（田、畑）や水路等の堆積土砂の除去工事
- 農地（田・畑）の復旧、農道・水路等の復旧工事

◆助成対象となる費用

- 重機借上料（オペレーター代含む）
- 資材費（土のう等）
- 作業委託費など

◆助成金額

5 万円以上 4 0 万円未満の工事に限り、工事費の合計から 5 万円を差し引いた額（千円未満切捨て）。
※工事費の合計が 40 万円以上のときは、国の災害復旧事業が適用される場合がありますので、ご相談ください。

◆申請期限

平成 25 年 8 月 30 日^金

※すでに市で現地確認した場合であっても、補助申請書類（現況写真・見積書等）の提出が必要です。

問 農林課 農地林務班 ☎ 30-0246

3. 被災住宅の復旧支援

大雨により住宅に被害を受けた方は、被災住宅の復旧に市のリフォーム支援事業を活用できます。
※過去に市のリフォーム支援制度を利用した方も対象とします

◆助成対象住宅

土砂災害及び浸水により被災した住宅で、市が被害状況を確認した住宅（居住を目的としない小屋等は除きます）

◆助成金額

1 0 万円以上の工事費の 2 0 % 以内（千円未満切捨て）。（上限 1 0 万円）

◆申請期限

平成 25 年 8 月 30 日^金

※すでに市で現地確認した場合であっても、補助申請書類（現況写真・見積書等）の提出が必要です。

問 都市整備課 計画管理班 ☎ 電話 30-0261 建築班 ☎ 30-0266

4. ごみ・流木等の処理支援

大雨被害により発生したごみの受け入れ費用を免除します。なお、可燃物・不燃物の分別が困難な場合や、農地や宅地に流入した流木等については、すべて不燃物投棄場（尾去沢）へ投棄可とします。

◆受け入れ費用の免除

■受け入れ場所・時間

・鹿角市不燃物投棄場 毎週木・金・土・日曜日（9 時～ 17 時）
※ 8 月 15 日・16 日は休業のため、17 日（土）から通常営業。

・鹿角ごみ処理場 平日（午前）8 時 30 分～ 11 時 30 分（午後）13 時～ 16 時 30 分
土曜（午前）8 時 30 分～ 11 時 30 分

■受付場所

・不燃物・・・不燃物投棄場・市役所市民共動課
・可燃物・・・鹿角ごみ処理場（※不燃物と分別して、可燃物のみ持ち込んでください）

◆ごみの運搬

自治会等でまとめたごみについては、市で回収しますので、市民共動課までご連絡ください。
ごみは、集積車が進入可能な場所にまとめてください。

◆期間（処理費用の免除・ごみの運搬）

平成 25 年 8 月 31 日^土まで

問 市民共動課 環境生活班 30-0224

5. 水害時の衛生対策

床上・床下浸水の後は、食中毒や感染症が発生しやすくなります。
市で消毒作業を実施していますので、お早めに申し込みください。

☎ 健康推進課 健康増進班 ☎ 30-0119



6. し尿汲み取りの支援

浸水家屋への消毒作業を実施しています。浸水により、し尿汲み取りが必要となった方の費用を市で負担しますので、8月30日☎までに請求書または領収書の届け出をお願いします。

☎ 健康推進課 健康増進班 ☎ 30-0119

7. 固定資産税の減免

家屋等の固定資産に損害を受けた方の固定資産税を減免します。

◆対象 家屋が床上浸水以上の被害により修理等が必要な場合。

◆内容 第3期及び第4期分について、損害の状況に応じ減免します。

◆申請期限 9月30日☎までに「固定資産税減免申請書」を税務課、各支所に提出してください。

☎ 税務課 課税班 ☎ 30-0214

8. 奨学金返還者への支援

旧財団法人鹿角市奨学会の奨学金を返還中で、大雨の被害を受けた方について、返還期間延長の申請を受け付けます。

☎ 教育委員会 総務学事課 総務班 ☎ 30-0290

9. 災害援護資金の貸付相談

住居や家財に損害を受けた世帯の、生活立て直しのための資金について貸付相談を行います。

被害の程度	貸付限度額
住居に損害がなく、家財のおおむね3分の1以上に損害を受けた場合	150万円
住居が半壊	170万円

☎ 福祉課 地域福祉班 ☎ 30-0650

10. 災害見舞金の支給

市で被災状況を確認した対象者世帯へ給付します。

住家（自己所有・借家）の全壊、半壊、床上浸水被害を受けた方に、市と県から見舞金が支給されます。詳細は、福祉課または総務課危機管理室へお問い合わせください。

☎ 福祉課 地域福祉班 ☎ 30-0650

総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

11. り災証明・被災証明の交付

損害保険の受け取りや融資の申し込みに際して、り災・被災内容の証明が必要な方に対し証明書を交付しています。

◆発行手数料 無料

●り災証明：住家の被害程度について証明するものです

●被災証明：住家以外の建物や車輛について証明するものです

※可能であれば、被害を受けたことが分かる写真を持参してください。

☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

12. 家の片づけなど お手伝いします

鹿角市災害ボランティアセンターでは、様々な支援活動を行っています。

◆支援内容 家の片づけ、ごみ出し、家の中の泥出し、家具の移動のお手伝い など

◆申込方法 電話でお申し込みください。☎ 23-2165

◆受付時間 9時～16時

※作業の日時や内容によっては、ご要望にお応えできない場合もあります。

☎ 鹿角市災害ボランティアセンター（鹿角市社会福祉協議会）☎ 23-2165 FAX 23-2850

鹿角市災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアを募集しています。お手伝いできる方は、ぜひご連絡ください。

※活動開始の前に、ボランティア登録をお願いします。ボランティア活動保険へ加入します。

※派遣の要請状況により、ボランティアセンターから活動依頼の連絡をします。

◆受付時間 9時～16時

☎ 鹿角市災害ボランティアセンター（鹿角市社会福祉協議会）☎ 23-2165 FAX 23-2850

13. 通行止め情報

市内全域で土砂崩れなどが発生しているほか、道路の路肩や法面が崩れやすくなっています。

市内を通行の際はご注意ください。（8月13日12時現在）

◆県道

【尾去沢地区】十二所花輪大湯線 ※路肩欠陥により当分の間通行止め（市道の迂回路あり）

【十和田地区】雪沢十和田毛馬内線（瀬田石）※土砂崩れにより当分の間通行止め

【花輪地区】田山花輪線（県境付近）※土砂崩れにより当分の間通行止め

◆市道

【八幡平地区】大地平線（小豆沢：大地平農村公園付近）

【尾去沢地区】下モ平長淵線（西道口：山口電気工業協）

【十和田地区】寺ノ上線（毛馬内上道：東北冷温工業所付近）、大欠線（松山：松山から旧末広保育園）

瀬田石石野線（石野：男神付近）、茂谷線（赤冗：毛馬内沢川の橋崩落）、御山線（月山神社手前の橋崩落）

【花輪地区】 曲沢1号線（曲沢地内）、福士川堤防1号線（下沢田：福士川左岸）、

男平開拓1号線（狐平橋～曲沢間）、西山農免農道（久保田橋～十和田錦木神田）

◆農道

・西山農免道路 ※落石や法面崩落の危険性（花軒田方面へは、久保田橋を渡った後に右折し、旧道をご利用ください。）

☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299 都市整備課 計画管理班 ☎ 30-0261

農林課 農地林務班 ☎ 30-0246